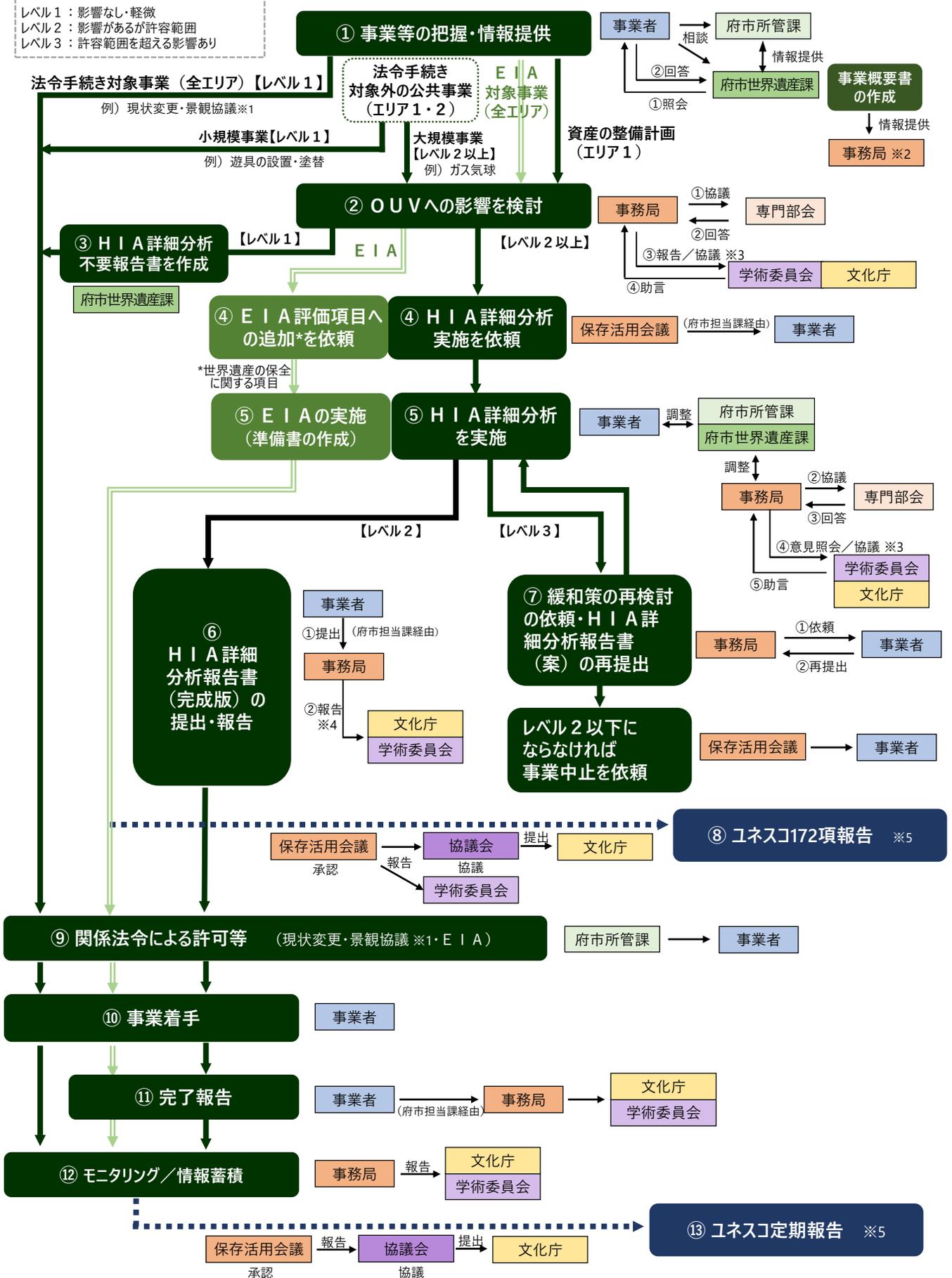


レベル1：影響なし・軽微
 レベル2：影響があるが許容範囲
 レベル3：許容範囲を超える影響あり



※1 都市計画法、景観法、景観条例、建築基準法、屋外広告物法、屋外広告物条例による事前協議、認定、許可及び審査等の手続きを総称
 ※2 保存活用会議事務局および/または協議会事務局
 ※3 意見照会とは各委員等への送付または持参。大規模案件等、特に必要がある場合は会議形式で協議
 ※4 報告は各委員等への送付または持参。特に必要がある場合は会議において報告
 ※5 ユネスコへの報告は必要に応じて実施